

令和4年5月20日

各務原市内介護保険サービス事業所
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

令和3年度介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けされております。

（ただし、既存職員については令和6年3月31日までの間は経過措置適用。また、新規職員については採用後1年間の猶予期間が設けられ、この場合も令和6年3月31日までの間は努力義務。）

令和4年度より、「認知症介護基礎研修」がeラーニングにより受講可能となっております。

○研修申込：令和4年6月1日～

○申込方法：認知症介護基礎研修eラーニングシステム（仙台センターホームページ）

URL ⇒ <https://dconet.marutto.biz/e-learning/>

添付資料をご確認いただき、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、ご連絡いただけますと幸いです。

各務原市役所 健康福祉部
介護保険課 施設指導係 森 優華
TEL 058-383-2067（直通）
FAX 058-383-6365
mail kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp
